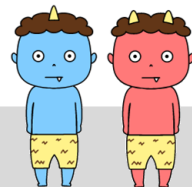


2023
2.1

NEWS RELEASE

Vol
61

2月3日は節分ですね。今年の恵方巻を食べる方角は「南南東」だそうですよ！
恵方巻を食べて福を呼び寄せたいですね！
さて、住まい相談プラザより「住宅に関わる民法改正について」をお知らせします。



住宅に関わる民法改正について

CHECK 01 越境する隣地の枝について

現行の民法では、越境する隣地の枝について、根は切れても枝は切ることができませんでした。

民法第233条第1項

「隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。」

同条第2項

「隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。」



令和5年4月1日に施行される民法に下記の条項が追加されます！

POINT



民法第233条第3項

「第1項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

- 一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
- 二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
- 三 急迫の事情があるとき。」

つまり、催告してもなかなか枝が切ってもらえない時等は、裁判を起こすことなく枝を切除しても良いということになります。また、切除に要した費用は、所有者に請求することもできます。
(※切除の方法や対応などによっては、権利の濫用になる場合があります。)

しかしながら、このような状況にならないよう、お互いの配慮を持って過ごしたいですね！

次回の民法改正  CHECK 02 隣地使用权については4月1日にお知らせいたします。

よくある相談事例FAQ (公社HPより)

Q. 自宅と隣地との間に新たに塀を設置する方法について。

A. 境界を確認し、それぞれが塀を建てるか、共通の塀にするのかを決めましょう。共通塀の設置には、隣地所有者との協議が必要です。塀の種類、費用負担、高さ、材質などについてよく話し合いましょう。塀の設置や維持管理費用については折半が原則です。(民法226条)なお、この規定は、双方に建物がある場合の規定です。片方も駐車場や資材置き場として使用されている場合は適用されません。

住まいに関するご相談は

● 住まい相談プラザへ **お気軽にどうぞ**

【電話】

048-658-3017

【営業時間】

午前10時～午後6時30分

※年末年始(12/29～1/3)を除く



詳しくは